

遺児集団参拝と記憶の再生・継承

一九五〇年代の靖国神社遺児参拝（14）

松岡 勲

はじめに

これまで「一九五〇年代の靖国神社遺児参拝」を一回連載してきましたが、今回は一九五〇年代の靖国神社遺児参拝の総括的なまとめの「遺児集団参拝と記憶の再生・継承」とし、連載を終わります。

都道府県の遺児集団参拝

一九五〇年代に全国の都道府県で遺児集団参拝がどのように行われていたかが次の資料から分かります。まず財団法人日本遺族会編集発行の『日本遺族会十五年史』（一九六二年九月発行、「十五年史」と略記）、『日本遺族会の四十年』（一九八七年三月発行、「四十年史」と略記）の「都道府県支部概況編」から調べ、続いて『靖国文集』（富山県の『のびゆく遺児たち』以外は、『靖国の父を訪ねて』の同じタイトル。『靖国文集』と略記）とも重ねました。さらに遺児参拝の映像記録、各県遺族会の周年記念誌等でその広がりをお確かめました。当時の記録が廃棄された可能性を考えると、これだけ多くの遺児参拝の記録が残っていることから、当時実際にはほとんどの都道府県で遺児集団参拝が行われていたのではないかと思われまます。

〈北海道〉

「戦没者遺児一五〇人の靖国神社参拝事業の実施」（『四十年史』）

『靖国文集』（一九五五年発行、北海道遺族連合会）

〈青森県〉

「県委託事業の一環として（昭和）二十九年度は中学三年生の靖

国神社参拝旅費十八万円が計上され、一人一千円宛百八十人に支給された。此の事業は七年間継続し一千五百名の遺児が参拝し

た。」（『十五年史』）

〈岩手県〉

「特に遺児の靖国神社参拝事業を年次計画で実施する」（『十五年

史』）

『靖国文集』（一九五八年三月発行、岩手県厚生部世話課、岩手

県遺族連合会）

〈秋田県〉

「（昭和）三二年より五九年に終了するまで、県からの補助により

靖国神社参拝を行った遺児、父母、妻は延べ三七〇五人に達し

た。」（『四十年史』）

〈宮城県〉

「（昭和）二九年、県市町村の協力（全額助成）のもと、全県下

中学在学遺児の靖国神社参拝が行われ、遺児たちに深い感銘を与

えた。この事業は五年間をついやし、三四年に完了した。」(「四十年史」)

〈福島県〉

『靖国文集』(一九五七年四月、一九六〇年四月発行、福島県)

〈千葉県〉

「遺児靖国参拝(県費)」(「十五年史」)

〈茨城県〉

『靖国文集』(一九五三年、五四年、五七年、五八年、五九年、

六〇年三月発行、茨城県民生労働部世話課)

映像記録「遺児靖国神社昇殿参拝す」(「茨城県ニュース」NO8、

一九五二年八月)

〈神奈川県〉

「本会は県助成によって昭和二七年以降毎年中学三年の遺児の靖国神社参拝、国会等見学、皇居拝観を実施し、昭和三五年までに一万四千四百八十二名の遺児がこれに参加した。」(「十五年史」)

〈山梨県〉

「(昭和)三〇年一〇月二〇日、県下の小学六年生の遺児を対象に靖国神社参拝を実施。以後三三年まで毎年実施した。」(「四十年史」)

〈富山県〉

「(昭和)二六年から三一年まで小学校六年生を対象に靖国団参、のべ七一三九人。感想文集「のびゆく遺児たち」発刊」(「四十年史」)

「県費補助 六一万六千円、市町村補助 同額」(『富山県遺族

会四〇周年記念誌 念力轍岩』(一九八六年三月)

『靖国文集』(一九五四年三月発行、富山県遺族会)

映像記録「靖国神社昇殿参拝」(「富山県ニュース」第四号、一九五三年)

〈福井県〉

「遺児靖国参拝は、一九五二年五月が初めて、一九五九年五月を最後に実施された。」「約一万人の中学三年生を主体とした『靖国の父』との対面旅行」(『恒久平和のために 平成のあゆみ』福井県遺族連合会、二〇一〇年五月刊)

映像記録「遺児靖国神社参拝」(一九五七年七月制作)

〈愛知県〉

映像記録「靖国神社へ」(「県政ニュース」第二二号、一九五二年)

〈京都府〉

「靖国神社の集団参拝、特に小学六年在学の子の遺児を市町村の補助金により(昭和)二六年から三二年までに京都市を合わせ約八千名を集団参拝させた。」(「十五年史」)

映像記録「靖国の遺児東京へ」(「京都ニュース」NO3、一九五六年夏)

〈大阪府〉

『靖国文集』(第一集、第二集、第三集、第五集、第六集、第九集、第一〇集、第一二集)

〈和歌山県〉

『遺児たちの歩んだ道』(二〇一五年八月、和歌山県遺族連合会発行)に遺児参拝に参加しなかった事情を書いた手記(橋本富士子)がある。

〈兵庫県〉

「(昭和)三十五年に遺児の靖国神社参拝が終わったので」(「十五年史」)

〈鳥取県〉

『靖国文集』（一九五五年一月発行、鳥取県遺族連合会）

〈島根県〉

「昭和二十八年から遺児の靖国神社参拝も県費を以て実施せられ」（十五年史）

『いしずえ 戦没者遺族の体験記録』（日本遺族会編、一九六四年一〇月刊）に「遺児靖国参拝を成就して」（北川美智子）という島根県での遺児参拝を実現した取り組みが書かれている。

『靖国文集』（一九五五年、島根県）

〈岡山県〉

「父恋し九段の社に二千数百名が亡き父と対面」（岡山県遺族連盟『遺族三十年の軌跡』一九七七年）「当連盟年中行事中の最大の行事である遺児靖国神社団体参拝は今春も例年の如く県下小学校六年本春卒業遺児を対象として県費助成一八〇万円と各市町村費をもって、県婦人児童課、遺族連盟の共催の下に行われた。（第一次、一九五四年四月四日～八日、第二次、四月六日～十日）」

〈広島県〉

「遺児団参の行事は県市町村の助成により（昭和）二十八年八月、七百名を送り出してから六カ年連続」（十五年史）

『靖国文集』（第一集、第二集）*第四章参照

〈徳島県〉

「靖国神社参拝について、本会は昭和二十六年度から県費補助の委託等により、遺児を主として、一般遺族を従として実施してきたが、昭和三十五年度を以て遺児中学生の参拝は一応打ち切りとし」（十五年史）

〈高知県〉

「県の補助によって、（昭和）三〇年より五か年間、小学校六年生を対象に毎年一〇〇人前後の遺児を靖国の社頭で験の父と対面させた。その引率を婦人部幹部役員が担当した。」（四十年史）

〈福岡県〉

「昭和二十八年より八年間継続遺児の靖国神社参拝を実施」（十五年史）

第一回 一九五三年七月二六日～三一日 約千人参加

第二回 一九五四年八月二六日～三一日

第三回 一九五五年八月二二日～二七日

第五回 一九五七年八月五日

第六回 一九五八年七月二八日

第七回 一九五九年八月二日

第九回 一九六一年八月二〇日

（福岡県遺族連合会『福岡県戦没遺族の五十年』一九九五年）

〈長崎県〉

『靖国文集』（第一集～第六集）

〈熊本県〉

遺児参拝時の出欠席の取扱いについての文部省への照会と回答文書が残っている。また個人のブログに小学生時の遺児参拝の思い出が掲載されている。（「子供時代の靖国神社参拝」（新つれずれ日記））

〈宮崎県〉

「靖国神社参拝遺児決まる 例年行われる宮崎県の戦没者遺児代表靖国神社団体参拝参加者は本年度分は、五月二十九日付で次の遺児に決定した旨県から通知がありました。出発は七月二十三日

の予定です。(三名の氏名列記)」「(日向市広報)一九五八年六月一〇日)」「光町広報」(一九五九年十月一日)にも同様の告知あり。

市町村の遺児集団参拝

一九五〇年代に全国的に靖国神社遺児集団参拝が進められている中、市町村レベルでも遺児参拝が取り組まれていました。以前取り上げた京都市の遺児参拝、宇治市・舞鶴市等四市連合の遺児参拝がその例です。最近では市町村広報がウェブ上にアップされていて検索可能ですので、いくつか上げます。

「靖国の父に對面 姫路市内の遺児全部」(「広報ひめじ」第五十六号、一九五二年九月十日)

「靖国神社参拝について(作文)」(「広報ひめじ」五十八号、一九五二年十月十日)

「今年も靖国へ 姫路の遺児参拝」(「広報ひめじ」第一百六号、一九五四年八月十日)

「靖国の父と對面して(作文)」(「広報ひめじ」第八号、一九五四年九月一日)

「靖国神社参拝 例年行われる戦没者遺児の靖国神社参拝は、去る二十一日、市福祉事務所池田次長引率の下、今日亡き父に心の対面をし、二十六日全員無事帰省した。」(「伊万里市広報」第三二号、一九五六年十二月十日)

「靖国神社参拝」(「伊万里市広報」第四一号、一九五七年九月十

日)

「戦没者遺児靖国神社参拝 八月二十二日市内の戦没者遺児の靖国神社や参拝を実施した。参加者は、中学三年生と、小学校五、六年生総員七十一名だった。」(「広報ふじ」一九五六年八月二十五日)

私の住む大阪府茨木市の広報には大阪府の遺児参拝に参加した記事が掲載されていました。「靖国の父と對面、本市遺児代表四名上京 本市戦没者遺児代表、西田義雄、行沢洋君及び元持和子、橋本美律子さんの四名は府下代表の二百八十九名の一行と共に靖国神社参拝のため二十五日午後五時十分大阪駅発東京行列車で出発した。(略)」(「茨木市広報」二五号、一九五二年一月)

靖国参拝時の国鉄運賃割引をめぐって

保存期間満了になった文書は国立公文書館、地方の公文書館に「歴史的文書」として移管されることになっていますが、その保存状態は大変悪いです。弁護士で前公文書管理委員会委員の三宅弘氏(『監視社会と公文書管理』他の著書がある。)に講演の際に質問した所、その保存率は二%とのことでした。NHKグロースアップ現代の「公文書は誰のものか 問われる一四〇〇万件の管理」(二〇一四年一〇月二〇日放送。インターネットで見ることができません。)では、「平成二四年度、歴史的資料として重要だとして国立公文書館に移管された公文書は一万件。廃棄された文書は二二一万件に上りました。各省庁が廃棄とした文書が、保存

に変更されたケースはほとんどありませんでした。」とあります。私が調べている一九五〇年代の靖国遺児参拝に関する公文書を色々手を尽くして見つけることが出来たのは、大阪府と広島県の遺児参拝に関する公文書の二件のみでした。どちらも県（府）の公文書館所蔵でした。『靖国文集』以外に何も出てきませんでした。

五〇年代の遺児参拝への国の関与を調べましたが、廃棄されたのかどうか分かりませんが、国立公文書館では何も文書がありませんでした。やつと見つかったのが遺児参拝に関して国鉄（当時）の運賃を半額にするという措置をめぐる国会での論議の文書でした。これは国立国会図書館が衆議院・参議院の委員会の記録をデジタル化し、検索もできるシステムを作ったものです。これによって国レベルの議論の一端が分かります。

国会ではまず一九五二年七月三日の衆議院文部委員会で「戦没遺児靖国参拝に関する請願」が出され、参拝時の国鉄運賃に関する論議が始まります。同年七月二十九日参議院本会議で「戦没者遺族の靖国神社参拜鉄道運賃優待等に関する請願」（委員長報告）がなされる。本格的には同年一二月九日の衆議院運輸委員会から議論がなされ、運輸委員会、厚生委員会等で議論が続きます。一九五三年三月一三日の衆議院運輸委員会で議員から動議が出され、「戦没者遺族の国鉄運賃に割引に関する件の決議」が採択されました。最終的には一九五三年七月一〇日の衆議院運輸委員会で「遺族靖国神社参拝時の運賃割引（五割引）の決定」が出ます。その政府報告次の通りです。

「今回の運賃割引につきましては、この百七十万が一応対象になるわけでございます。（略）靖国神社参拝旅行に一回限り適用い

たすことにいたしました次第でございます。（略）それから次に旅客の運賃でございますが、国鉄の鉄道、航路、自動車はもとよりでございますが、私鉄の方も協力を願うことになりまして、（略）連絡社線というふうな範囲を拡張いたしました次第でございます。

（略）遺族の数は、戦没者お一人について二人ということにしたような次第でございます。一番問題になりますことは、非常に数が多いわけでございます。百七十万——もちろんこの百七十万にはまだわからぬ方がたくさんあるわけでございますが、いずれにいたしましても百七十万でお二人ずつということになりますと、三百四十万ということになるわけでございます。（略）そこでこの割引証を出す方法としまして、いろいろ考えました結果、靖国神社の方で一応合祀の通知というものを逐次出すことに相なっておりますでございます。合祀は一応二十年の十一月に一括合祀という形をとっておりますわけでございますが、それをあらためて合祀の通知をはつきり出すわけでございます。さしあたりましては、間もなく約六万というものに合祀の通知を、府県市町村を通して出すわけでございます。この六万という方を対象にいたしました割引証を出す、こういった形にいたしましたのでございます。

これが今後、本年度におきましてもこれだけでなくて、あるいはさらに靖国神社の事務がはかどりまして、もつとふえるという可能性もあるわけでございますし、また来年度はあるいは十万とか二十万とかいうふうなふえる可能性もあるわけでございます。

（略）さしあたつては六万人の分の十二万枚をさつそくに出すということにいたしましたわけでございます。割引証は（略）国有鉄道で印刷をいたしまして、調整をいたし、先に申しました十二万枚というものを、一括厚生省に渡すわけでございます。厚生省が都

道府県を経由いたしまして、市町村に交付いたしまして、市町村長から遺族に配付していただく、こういう方式をとつておるのでございます。(略)

このように大量の靖国参拝者(大人)の運賃を五割引にし、子供の運賃も元来の子供料金の半額となりました。遺族・遺児靖国神社参拝の運賃割引に関する費用は多額になり、遺族・遺児の靖国参拝に国家的な支援をしたことが大変よく分かります。

参拝時の授業出欠席に対する取扱い

靖国神社遺児参拝に関する国の関わりのもう一つの資料は、参拝時の授業の出欠席の取扱いについての文部省(当時)の指導です。これについては熊本県教育委員会からの問い合わせに対する文部省の回答があります。「教育委員会月報」文部省初等中等教育局初等中等教育企画課編、第一法規発行、一九五五年一月号)

靖国神社に参拝する遺児団の出欠席の取扱いについて

照会

熊本県教育長から文部省初等中等教育局長あて(昭二九、一〇、一三付)

標記のことについて左記のとおり疑義がありますので、ご教示くださるよう照会いたします。

記

- 一 欠席として取扱うべきか否か、取り扱う場合その理由。
- 二 父母の祭日として取り扱うべきか否か、取り扱う場合その理由。

由。

回答

文部省初等中等教育長から熊本県教育長あて(昭二九、一一、二六付)

昭二九年一〇月二三日付教学第五三二三号による照会に対し、下記のとおり回答します。

記

事例の場合、出席簿の記載においては、欠席として取り扱うべきものと解するが、実質的には忌引に準じて、特別の取扱をすることは差支えない。

(担当 財務課 松浦事務官)

なお大阪府教育委員会の場合は、「期間中修学旅行に準じた取扱いをするよう配慮」「欠席とならないよう配慮」することを指示しています。一九五六年の参拝時には前記の熊本県教育長への文部省の通知が「別紙」として府教委各出張所・関係各地方教委教育長宛に送付されています。大阪府教委の遺児参拝の出欠席の取扱いは同趣旨と考えられます。

靖国遺児参拝 戦前・戦後の連続

戦前の靖国神社遺児参拝

靖国神社遺児参拝は戦前から行われていました。それは恩賜財団軍人援護会(一九三八年十月に皇室の下賜金によって作られた軍人援護の組織。戦没者の遺族、傷痍軍人ならびに出動軍人の家族等に対する物心両面にわたる援護を行いました。)が一九三九

年から一九四三年まで毎年一回、全国の都道府県・外地在住戦没者遺児の靖国神社参拝を実施したものです。一九四三年三月の第五回参拝には、全国各地から四八五九名の遺児が参加しました。一九四四年からは戦局の悪化と米軍の空襲の激化で参拝事業は中止されました。旅費は軍人援護会がすべて負担し、各都道府県の軍人援護会は児童の参拝の感想文集『社頭の感激』（全県同名のタイトル）を発行し、現在も文集が多く残っています。（一ノ瀬俊也著『銃後の社会史』吉川弘文館）

軍人援護会京都支部が一九四三年に実施した遺児参拝について、「お国のために」見えぬ本心 京都の遺児、集団参拝をつづる（京都新聞、二〇一四年八月一日）は次の様に報じました。「第二次世界大戦中、父親を戦争で亡くした子どもたちが靖国神社を集団で参拝する行事があった。このほど、京都の遺児たちの参拝感想文集が見つかり、京都市学校歴史博物館（下京区）に寄贈された。（中略）見つかった文集「社頭の感激」は一九四三（昭和一八）年三月に実施された第五回靖国神社参拝時のもの。遺児の田中（旧姓加藤）正子さん（八二）Ⅱ大阪府豊中市Ⅱが保管していた。同博物館の企画展「小学校の戦前・戦中・戦後」のチラシに自分が写っている参拝記念写真を見つけ、訪れた縁で寄贈を申し出た。（以下略）」

その加藤正子さんの書いた感想文の一部を引用します。（京都市学校歴史博物館所蔵）

「栗田校 加藤正子 三月二十八日は私たち遺児にとって嬉しい待ちに待った靖国の父と対面の日でした。この日は朝から身心を清めてお父様のまつられて居られる靖国神社の大鳥居をくぐりました。神主様から此の社の尊さりつばさなどを聞き又「苦しい

時、つらい時は何時もこの御社を思い出しなさい。」と言う事をお聞きしました。お話しがすんで社殿に上り、玉串奉奠をして「お父様、私正子です。お父様お久しぶりでございました。お父様が戦死されてもう五年もたちました。私はもう四月から六年生になります。お家のお母様も孝も元氣です。昨日は、皇后陛下からありがたい御下賜品をたまわりました。私がこんなにさせていただきますのもみんなお父様のお陰です。お父様正子はきつとりっぱな人になりお父様の名誉、家の名誉をけがしません。お父様どうぞ正子をお守り下さい。」と父にちかい、頭を上げて御鏡を見ると旗の波に送られて征った父の顔が、姿が御鏡にうつっていました。（以下略）

戦後の『靖国文集』とまったく同じ内容、文体です。私が中学校三年生の時に『靖国文集』に書いた文章と同じであることに驚かされます。また軍人援護会京都支部発行の『社頭の感激』には参拝時の東條英機の「陸軍大臣訓話」が掲載されています。

「（前略）此の戦争は大人ばかりが戦って簡単にけりが附くような生易しいものではありません。少国民である皆さん方が、米英の少国民に遙かに優る所の、強い精神力を鍛え上げ健全な身体を作り立派な智徳を磨いて、そうして国を背負って戦われることに依り始めて勝ち抜くことが出来るのであります。」

今日私が皆さんにお会いした機会に於きまして、皆さんの頭に深く刻んで戴き度いと思うことは、第一には皆さんのお父さんや御一家が如何に多くの御珠遇を、皇室より戴いて居られるかということ、第二には靖国の神となられた皆さんのお父さんが、常に皆さんの立派な御成長を御社の中から見護って下さるということでありませぬ。（後略）」

戦前の遺族援護機構の継承

戦前の遺族援護機構の戦後への継続については、靖国神社合祀事務に典型的に現れています。

「一九四五年（昭和二〇年）十一月一日大本営が廃止され、続いて一月一日陸・海軍省も廃止となり、陸軍省は第一復員省に、海軍省は第二復員省に改組された。この時点で、靖国神社合祀手続きを担ってきた国家機関が消滅した。しかし、被告国も同靖国神社も「帝国の神祇」の合祀を止める意思はまったくなかった。むしろ合祀を継続するため被告国は、旧陸軍と旧海軍において靖国神社合祀のための調査及び合祀事務に従事していた人材をそれぞれ第一（旧陸軍関係）、第二（旧海軍関係）復員省に転属させ、地方を指揮して合祀未済の者を調査させ、厳しいGHQの目を気にしながらも、「靖国神社未合祀者申告票」を提出させた。」（合祀取消訴訟原告第三準備書面、二〇〇一五年二月）

このことと関連して、中央の戦没者遺族の援護組織は戦前から形を変えて継続させました。「一九四六年六月一四日に第一復員省及び第二復員省は総合縮少され、復員庁となり、復員事業と遺族援護業務を担当する。」（引揚援護庁編『引揚援護の記録』二〇〇〇年六月二五日発行）

地方組織での継続

戦後の遺児参拝を都道府県で担当したのは民生部世話課でした。世話課は戦前の地方連隊司令部を前身とし、その後都道府県の管轄下に置かれました。

「昭和二十年十二月一日復員省官制発布により復員業務処理のため京都地方世話部が編成され、旧京都連隊区司令部の業務を継承

することになった。（中略）次いで昭和二十二年五月三日地方自治法の施行により、京都府に編入され民生部に属し世話課と称して今日に至ったが最近（昭和三十年八月八日京都府訓令十五号により）援護課と改称された。」（京都府民生部援護課「京都府民生部援護課業務概要」昭和三十年十月一日刊）

このように戦前に遺族援護業務を担当した連隊司令部職員が戦後民生部世話課に移行し、靖国神社遺児参拝を担当したと考える戦前の遺児参拝が組織的に受け継がれたと言えるのではないだろうか。

富県遺族同盟の発足準備段階で、戦争未亡人たちが県世話課に設立の相談をした所、旧軍人の昔ながらの威張り方や、復員将校に遺族会の世話をやらせるつもりであるとの構想を聞かされました。戦争未亡人を見下す県世話部に戦争未亡人たちは腹を立てた。戦争未亡人の現実に目を向けようとしない遺族同盟発起人会にも怒りを爆発させ、分裂寸前の危機になりました。（今井勇著『戦後日本と反戦・平和と「戦没者」お茶の水書房刊、富山県遺族会編『富山県遺族会四〇周年記念誌 念力轍岩』）

戦前の軍人援護会で遺児参拝を取り組んだ人脈が戦後の遺児参拝に受け継がれたかどうか、今後さらに調査したいと思っています。

靖国集団参拝と記憶の再生

一九五〇年代の政治状況と遺児参拝

靖国神社遺児参拝が行われた一九五〇年代とはどんな時代だったのでしょうか。一九五一年九月にサンフランシスコ講和条約と

日米安全保障条約が調印され、一九五二年四月に発効、日本がアメリカの占領から独立します。国際的には一九四九年一〇月に中華人民共和国が成立し、一九五〇年六月に朝鮮戦争が始まり、一九五三年七月まで続きました。日本はアメリカからの軍需物資の注文を受け（朝鮮特需）、経済復興を遂げました。独立後、米ソの対立（冷戦）が激化し、アメリカの対日政策が変化します。そのためこれまでの民主化政策が変更され、国内的には「逆コース」と言われた反動化が進み、国際的にはソ連・中国等の社会主義圏との冷戦が激化します。そのような国際状況の変化のなかで、アメリカは日米の反共軍事同盟化、日本の再軍備化を求めました。日本の再軍備化は、一九五〇年八月に警察予備隊令公布、一九五二年一〇に警察予備隊を保安隊に改組、発足しました。さらに一九五四年七月に保安隊を改組し、陸海空軍の自衛隊が発足しました。この日本の再軍備化は吉田茂内閣の時代でした。

一九五二年に靖国神社遺児参拝は、「講和発効記念事業の一つとして」（大阪府の実施要綱）始まり、一九六〇年頃に遺児全員の参拝が一巡するまで全国的行われました。それまでは連合国軍総司令部（GHQ）の目を気にして公然と行われなかった遺児参拝が公然化し、全国道府県で行われました。全国の参加実数は不明ですが、遺児の参加数は大阪府の例で言えば毎年千名規模の大量でした。そのことから戦後の遺児参拝数は戦前の遺児参拝数（戦前の一九四三年三月の第五回遺児参拝数は全国各地から四八五九名の遺児が参加しました。）に劣るものではありません。一九五〇年代は日本の再軍備が進められ、ひとつ間違えば日本が他国との戦争へと向かうかもしれない戦争の危機の時代

でした。そうなっていれば、戦争遺児たちは再び銃を持たされ、戦争へ動員されていたことでしょう。靖国神社遺児参拝は遺児たちに父・兄たちを英霊として称え、その戦死の意味を教え、遺児たちの心にそれを刷り込むための全国動員だったと言えます。幸いにも戦争の危機は避けられ、その危惧は回避されました。しかし、現在の戦争をめぐる安倍政権の政策（集団的自衛権の容認、安保法制の成立）は、一九五〇年代同様、いやそれ以上に戦争の危機を予感させます。

記憶の再生と継承

私が靖国問題と靖国遺児参拝の調査に取り組んで来て以来、著書等を参照してきたノンフィクションライター田中伸尚は講演で靖国遺児参拝のねらいについて次のように指摘します。

「靖国への遺児参拝運動の凄さは、遺児たちを靖国神社に連れていった後に、感想文を書かせることです。参拝の際に「国のために亡くなった」父を立派だったという話を宮司から聞かされ、英霊として神になっっている父と「対面」させ、その感動を少女の軟らかな心に刷り込む。そしてその記憶を数か月後に再び思い起こさせ文字として書かせ、追体験させる。もう一度参拝の感動をそれぞれに刻みつけさせる。明らかに「記憶の継承」運動です。遺児参拝では、銀座など東京見物をするなどいろいろあったみたいですが、それで終わりでなく作文を書かせるというのが、実に見事です。松岡さんも感想文を書いていて、靖国神社で父親に「面会」し、感想と決意を書いています。しかし松岡さんは少年だったころの作文を辛い思いで読み直し、「靖国の合祀」

と懸命に向きあってきた。それは、松岡さんの「記憶の再生」な
んですね。」（「靖国をめぐる記憶の「再生」に向けて」安倍首相
靖国参拝違憲訴訟の会・関西「アジアネットワーク通信」第一九
／最終号）

私が『靖国文集』（第二二集）を再発見したのは靖国合祀取消
訴訟の高裁結審前の二〇一〇年六月でした。文集再発見以前に文
集を忘れていたのではなく、それは記憶の奥底に沈潜して、強い
拘束力を持っていたと思います。また参拝の感想を書くことで「靖
国」が深く刻印されていたと思います。その証拠に私が靖国合祀
取消訴訟に参加したのは、母が二〇〇七年三月に九〇歳で亡くな
った後の同年八月だったからです。母が生きているうちに訴訟参
加に踏み切ることができませんでした。訴訟に踏み切る直前、
靖国神社に合祀取消要望書を投函した日、私の子ども頃から玄
関の上に貼られていた「遺族の家」と印刷された真鍮のプレート
を外しました。そのプレートには「遺族の家 財団法人大阪府遺
族会」と書かれてあり、成人してからも外さないままでした。こ
れで「解放された。」と思いました。訴訟に踏み切るには、高校
時代に挫折した父の戦死をめぐる母との議論の再開を不可欠と
し、私にとつての父の戦死の意味の問い直しが必要でした。

私には何人か今もつきあっている戦没者遺児の友だちがいま
す。彼らは当時の遺児参拝のことを今もはっきりと覚えているわ
けでありません。しかし、戦後の生活で苦勞した母親のこと、父
親のいない寂しかった生活等の記憶をどこかに抱えています。

中学校・高校時代の友人で、靖国神社遺児参拝と一緒に参加し
たSは母と戦争について次のように言いました。お父さんは一九
九四年にシベリア抑留されて後、一九四五年九月七日に朝鮮の平

壤陸軍病院で戦病死しました。彼が小学校に入学した一九五一年
に形通りの葬式をしたと覚えていました。骨も遺品もない葬儀で
した。お母さんは最初は次男（Sの叔父）と結婚したが、最初の
夫は病死し、三男であった彼の父と再婚し、その父も戦病死とい
う境遇でした。戦後、お母さんは農業で家族を支え、舅と姑に仕
え、彼を育てて来られました。Sは定年退職まで小学校の教員を
務めた後、保護司を続け、犯罪を犯し、助けを求める人たちの相
談活動を続けてきました。「私が保護司を続けてきたのには、父
が戦死し、母が苦勞して育てくれた生育史とどこかで繋がってい
ると思う。」とSは言いました。

Mは小学校の同級生で、私と同様父が戦死している。戦死の状
況が分かる「兵籍簿」を彼と私はそれぞれ大阪府から取り寄せま
した。彼の父一郎さんは朝鮮の北部国境地帯で一九四五年八月一
五日に戦死したこと以外はそれまで不明でした。兵籍簿によると、
一郎さんは四度召集され、四度目で亡くなっています。兵籍簿の
履歴には「一九四五（昭和二十）年三月二日臨時召集ニ依り大阪
師管区歩兵第三補充隊ニ応召」と記述があるだけで、その後の記
述はありません。驚いたのは、「戦死公報からの抜粋」の項で、
一郎さんは「生死不明者」として扱われ、一九五七（昭和三二）
年七月二〇日に戦死処理されていました。その後、他の情報から
戦争末期のソ連の参戦による朝鮮国境地帯での戦闘で亡くなった
事がわかりました。Mは遺族会支部の役員をしていて、「母の生
涯は苦勞の多い人生だったが、感謝の気持ちで一杯だ。」と言い、
現在の軍事予算の膨張を嘆き、弱者へ予算を回すべきだと批判し
ます。

私は中学校教員を定年退職した後、大学の非常勤講師（教職課

程担当)を一五年間勤めました。その最後の年に次のような嬉しい出会いがありました。授業で「父は中国で戦死した。」と話した所、Yが来て、「今年の三月に一〇一歳で亡くなった私の曾祖父はシベリヤ抑留の体験があったと聞いています。」と教えてくれました。私は「詳しい戦歴を知りたいのなら、兵籍簿を取り寄せるといい。」と教え、彼は兵籍簿を取り寄せました。一方、私は父のシベリア抑留体験を調べている友人Iと連絡をつけました。

Yと私、Iの三人で会うことになりました。Yの曾祖父は昨年(二〇一八年)三月に亡くなりました。Yは曾祖父が大好きで、自然と曾祖父の戦争体験に興味を持ちました。彼は「私が曾祖父の戦争体験を引き継がなかったら、僕の所でそれが途絶えてしまう。」と言いました。Yの曾祖父は陸軍の航空整備関係の部署を担当し、一九四三年八月広島県宇品港出帆から一九四六年五月帰還まで、(シベリアではなく)中国(上海、武昌、海南島)、サイゴン、タイ、シンガポール、インドネシア(ジャカルタ、東ジャワ、チモール島、スラバヤ、フローレス島等)を転戦しました。私たちは遅くまで彼の曾祖父の戦争体験について語り合いました。

朝鮮戦争を経て、日本が独立した頃、私は小学校三年生でした。憲法に反する自衛隊の創設、再軍備に向けて動き出した頃、そして遺児参拝に参加した頃の私は思春期でした。私が生まれてから現在までの間はほぼ戦後史と重なり、父の戦死と母の苦労を反芻してきました。またその記憶を意識的に再生することが必要でした。靖国合祀取消訴訟への参加から靖国文集の再発見を経て、自分の息子、娘、孫に同じ戦争よる哀しみを経験させたくないとい

う思いでこの文章を書き綴ってきました。記憶は曖昧であり、忘却しがちです。当時の記録文書は探しても容易に見つかりませんでした。意識的に自らの記憶を甦らせ、何度も試行錯誤を繰り返しながら当時の歴史的事実を掘り起こす以外に道はありませんでした。その記憶の再生の過程で明らかになった事実を次に世代にバトンタッチしていかなければならない。あらためて記憶の再生と継承の必要を痛感します。

おわりに

これまで述べましたように戦後の靖国神社遺児集団参拝は戦前の靖国神社遺児集団参拝をひな形にして継続、継承されてきました。戦後の靖国神社参拝文集は手元にかんりの量を収集しており、まだ全てを読み切れていません。これで連載を終わりますが、戦後の遺児参拝文集を読み進め、国会図書館に収蔵されている戦前の遺児参拝文集と対照しながら、今後機会をあらためて戦前と戦後の継承関係を調べて行きたいと考えています。長い間連載実務を担当していただいた編集部にお礼を申し上げます。

(二〇一九・六・三)

